

平成25年度（第5回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成25年8月9日（金）

第5回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成25年8月9日(火) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第14号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第15号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第16号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

第19号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第20号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
6番 吉川きり子	7番 小山喜行	8番 坂田莞爾	10番 地當博巳
11番 芝崎憲年	12番 杉本正幸	13番 鈴木利朗	14番 竹田敏明
15番 角 是明	16番 中峰 聖	17番 中村省一	18番 西 謙讓
20番 東地寧司	21番 平崎茂樹	22番 吉井孝夫	

欠席者

9番 阪田洋好 19番 西豊

出席した職員

森嶋・松山

議長 皆さんこんにちは。
ただいまから、平成25年度第5回串本町農業委員会定例会を始めます。
本日欠席届の出ている委員は、9番阪田洋好委員、19番西豊委員であります。本日の会議録署名委員は、17番の中村委員、18番の西委員を指名します。本日は議案第14号から第20号ということで、7件となっております、どうぞよろしく申し上げます。
それでは早速議題に入ります。議案第14号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

岩谷委員 2番、岩谷です。

議長 2番、岩谷委員。

岩谷委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。
次にまいります。議案第15号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

西 委 員 18番、西です。

議 長 18番、西委員。

西 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。
議案第16号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

東 地 委 員 20番、東地です。

議 長 20番、東地委員。

東 地 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

んか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。
議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

吉 井 委 員 22番、吉井です。

議 長 22番、吉井委員。

吉 井 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。
次へまいります。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請につ

いてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

角委員 15番、角です。

議長 15番、角委員。

角委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

吉井委員 22番。

議長 22番、吉井委員。

吉井委員 譲受人の方の住所が宮城県となっていますが、その辺どうでしょうか。

角委員 15番。

議長 15番、角委員。

角委員 先程説明させて頂きましたが、現在は娘について仙台に行っておりますが、こちらに家も買って修理もして、手続きさえ済めばこちらに移って来るといふことでもあります。

議長 調査委員が言われたように、家も購入してリフォームも済んでおりますので、こちらへ移って来るといふのはまず間違いないだろうと思います。

事務局 農業委員会の許可が下りて条件が整えば、こちらへ移住しますという事で本人から確約書もついております。

議 長 他にございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。議案第19号に入る前に、2番岩谷委員が当事者でありますので、退席をお願いします。

(2番岩谷委員、退席)

議 長 議案第19号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

地 當 委 員 10番、地當です。

議 長 10番、地當委員。

地 當 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

坂 田 委 員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員　　これは間に農協さんが入っているのですか。

事務局　　そうです、紀南農協さんが農地利用集積円滑化団体となっております、間に入っております。

坂田委員　　貸借期間が6年間となっているが、永年作物の場合でもこれで良いのか。20年なり25年なりというスパンでやらなくても。6年ごとで契約してそれを更新していくという考え方で。

事務局　　個人間の契約ですので、事務局から何年にして下さいとは言えません。6年後にまた更新していくというのは十分考えられる話だと思いますが。

平崎委員　　21番。

議長　　21番、平崎委員。

平崎委員　　補助金の出し方、賃借の仕方について。補助金もらうためにその時だけ契約結んで、後は掘りっ放しということでは問題があると思うが。

事務局　　この案件につきまして、町から出る補助金はございません。

平崎委員　　国とか県の補助金はないの。

事務局　　それは分かりません。国の方の補助金にも、補助要件というのがあると思いますので、それに合致するかどうかという話です。

吉井委員　　22番、吉井です。

議長　　22番、吉井委員。

吉井委員　　利用権設定の様式が、今までと変わっていて見にくいんですが。なぜ今までの様式と違うのですか。

事務局　　以前この場においても、農協さんが円滑化団体としてやっていくというときに、様式の話もさせて頂いて、こういった様式でのご紹介はさせて頂いているんですが。文字が小さくて見にくいという事につきましては、申

し訳ありません。

しかし内容につきましては、従来のものとはほぼ全く同じでありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議 長 他にございませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか？

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。しばらくお待ちください。

(2番岩谷委員、入室)

議 長 それでは、次へまいります。議案第20号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

岩 谷 委 員 2番、岩谷です。

議 長 2番、岩谷委員。

岩 谷 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

平 崎 委 員 21番。

議 長 21番、平崎委員。

- 平崎委員 和歌山県の補助金というのは、貸し手と借り手の両方にでるのか。
- 岩谷委員 借り手だけに出ます。遊休農地・耕作放棄地を無くすという趣旨から、借り手に対して補助金が出ます。
- 平崎委員 6年間の契約が切れたら、補助金も切れるわけですか。
- 岩谷委員 補助金がもらえるのは初年度の1回のみです。
- 平崎委員 役場の方も県の補助金だからと言って、そういう事を理解していないというのはおかしい。
- 岩谷委員 この農協の取組みというのは最近の事業であって、役場や農協の方でも現在研修をしたりしながら進めています。
- 事務局 町の補助金ではないので、対象となるならないというのなかなかはっきりと言えない状況にあります。
- 平崎委員 新しい取組みという事で、補助要件というものも色々あるように思うが。
- 岩谷委員 貸主の方にも条件があります。原則は自分が持っている農地を全て貸さないとダメなんです。例えば1丁持っていて9反貸すと、残りの1反くらい自分が食べる分だけは残しておいても良いということです。半分貸して半分は自分が耕作するという事ではダメらしいです。
- 平崎委員 こういうふうに案件として出してくる限りは、事務局の方も調べておいてもらって、こういうことだと説明できるようにしておいてもらわないと困る。
- 事務局 分かりました。
- 西委員 18番。
- 議長 18番、西委員。
- 西委員 これは旧古座地域、みくまの農協のエリアではどうなるの。

事務局 以前にも説明させてもらいましたが、紀南農協の方は集積円滑化団体として認められた団体ですが、みくまの農協の方は「この事業はできません」ということでしたので、旧古座でこの事業をやる場合には、串本町が集積円滑化団体としての役割をすることになります。

坂田委員 農業公社が農地の貸し借りの役割を担っていたはずだが。

事務局 農業公社さんの方は、従来までと変わらず貸し借りを間に入ってやっております。ですから農業公社さんをお願いするのも個人の自由です。

西委員 旧古座地域の場合は、条件に合致すれば町と県の両方の補助金をもらえるということになるのか。

事務局 耕作放棄地を解消していくという趣旨は同じなので混同しやすいのですが、今まで耕作をしてきたけれども、今後耕作できないから集積円滑化団体を通じて別の方に耕作してもらおうというのが県の補助金で、町の補助金は現在既に耕作放棄地となっているところを耕作した人に対して交付するものであるので、要件が違うので同時に両方もらえるということはありません。

議長 みくまの農協については、2年ほど前に紀南農協がこの事業をやると言った時に、うちはそれどころでない、手が回らないということでありました。今後1年経ち2年経ちしていったら、みくまの農協も事業を始められるかも分かりませんが。

西委員 そうしたら今まで利用権を設定した中で、町の補助金はダメでも県の補助金は対象となったということもあり得たのではないか。あんまり荒らしていない耕作しているところをそのまま引き継いで耕作するというのであれば。

岩谷委員 補助対象となる品目は、和歌山県では果樹だけです。ですので阪田さんの案件は花ですので、補助対象となりません。

議長 他にございませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか？

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。以上を持ちまして、本日予定しておりました議案は全て終了しました。
続きまして、その他に入ります。事務局よろしく申し上げます。

その他の項目において、事務局から資料を2枚配布。

10月9日開催の平成25年度農業委員会委員等研修会について、打合せを行う。

議 長 以上を持ちまして、本日の会議を終了致します。ありがとうございました。

14時50分 定例会終了